

西南戦争150年に向けた南九州周遊プロモーション業務委託
基本仕様書

1 目的

西南戦争終結から令和9年で150年を迎えることを契機に、南九州3県（宮崎県・鹿児島県・熊本県）が有する西南戦争関連の史跡等を活用し、広域的な観光周遊を促進する。雑誌タイアップを通じて歴史の魅力と旅の楽しさを効果的に発信し、旅行者の来訪意欲を高めることで、南九州3県への誘客を強化する。

2 業務の名称

西南戦争150年に向けた南九州周遊プロモーション業務（以下「本業務」という。）

3 委託期間

契約締結の日から令和9年3月17日（水）まで

4 業務概要

- (1) 旅行雑誌タイアップ
- (2) 読者ツアーの実施
- (3) 業務完了報告書等の提出

5 仕様等

各業務については、以下に掲げる内容に留意し、南九州広域観光ルート連絡協議会事務局（以下、事務局という。）と協議の上、実施すること。

(1) 旅行雑誌タイアップ

①旅行雑誌掲載・取材

旅行雑誌との連携により、「歴史×旅」を切り口として南九州3県の魅力を発信し、令和9年の西南戦争150年に向けたPRを実施すること。取材先及び掲載内容は、事務局と協議のうえ決定し、掲載にあたっては対象箇所の取材を行うものとする。なお、掲載する雑誌は、全国的に発行部数が多く、1号あたりの発行部数は原則として8万部以上とする。

②掲載時期

掲載時期は令和8年9月から令和8年12月の間で調整し、具体的な時期は事務局と協議のうえ決定すること。

(2) 読者ツアーの実施

①南九州3県周遊ツアーの造成等

南九州3県の史跡等を巡る周遊ツアーを造成すること。ツアーでの訪問先は、事務局と協議のうえ決定するものとする。また、造成したツアーは上記（1）のタイアップ雑誌を通じて募集・紹介すること。なお、ツアー説明者（ガイド）については、事務局と協議のうえ選定・配置を行うこと。

②実施時期

令和8年10月から令和9年2月の間で調整すること。実施回数は提案に基づき決定する。

③ツアー参加費

参加者負担とする。

④アンケートの収集及び集計

ツアー参加者にアンケートを実施し、参加者の傾向や満足度、効果等を検証すること。アンケートの内容は事務局と協議のうえ決定すること。

⑤運営管理

- ・ ツアー内容に関する問い合わせに対応すること。
- ・ ツアー実施に係るスタッフ手配、交通費等の支弁を含む運営費用、並びに広報費用等は委託料に含むものとする。
- ・ 個人情報にはツアー申込時に収集し、ツアー実施に必要な連絡のみに利用すること。また、その旨を申込者が申込時に確認できるようにすること。

※ 読者ツアーの実施を基本とするが、読者ツアーよりも本業務の目的達成に効果が高く、かつ予算内で実施可能な代替案がある場合は、(2)の仕様に限らず提案することができるものとする。

(3) 業務完了報告書等の提出

履行期限までに、業務完了報告書及び下記成果物を提出すること。

- ・ 提出部数 紙媒体1部、電子媒体1個
- ・ 提出先 南九州広域観光ルート連絡協議会事務局（熊本県観光振興課内）
- ・ 成果物 ①掲載雑誌（1部）
②その他本業務で作成した成果物（各1部）

6 権利関係の処理

- (1) 素材に含まれる第三者の著作権、肖像権その他全ての権利についての交渉、処理は受託者が行うこととし、その経費は委託料に含むものとする。納品する成果品について、第三者の著作権・肖像権その他の権利（以下「第三者の権利」という。）を侵害することがないように業務を実施するとともに、成果物が第三者の権利を侵害していた場合に生じる問題については、受託者が一切の責任を負うこととする。
- (2) 受託者が従前から所有していた写真等を使用する場合も前記のとおりとする。
- (3) 第三者からの異議申し立て、紛争の提起については、全て受託者の責任と費用負担で対応するものとする。
- (4) 著作権の取扱いについて、ここに記載のない事項については、事務局と受託者で協議の上処理することとする。

7 その他

- (1) 本業務の企画及び実施に当たっては、委託者と十分協議しながら事業を進めること。
- (2) 本業務においては、著作権の取扱いに十分注意し、受託者において、訪問及び情報発信等に必要撮影許可等をとること。
- (3) 受託者は、本業務を実施するに当たり、個人情報を取扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年1法律第57号）を遵守すること。
- (4) 本仕様書に定めのない事項又は内容の変更が生じた場合は、委託者と受託者間で相互に協議を行うものとする。
- (5) 本業務に必要な一切の経費は、委託料に含むものとする。
- (6) 受託者は、本業務の執行にあたって、関係法令を遵守するとともに、業務上知り得た情報は、開示、漏えい、又は本事業以外の用途に使用しないこと。これらは、本契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。
- (7) 業務の進捗状況や経過について、委託者に定期的に報告するものとする。